

- ⑥ 8ページ（－6－）最終行から9ページ（－7－）6行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）
- ⑦ 9ページ（－7－）左から4行分（以下「不開示部分⑦」という。）
- ⑧ 18ページ（－16－）約3行分（以下「不開示部分⑧」という。）
- ⑨ 19ページから21ページまで（－16－に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑨」という。）

（乙A248）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1－93の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。通し番号1－93の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含むし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との

交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A24）によれば、通し番号1-93の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、昭和30年2月10日付け「財産請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 韓国側に一括引き渡すもの

■■■不開示部分①■■■

二 日本人と同一待遇の原則に基づき、個々の証憑書類確認の上、処理するもの

■■■不開示部分②■■■

三 韓国に残置せる～

四 右のほか焼却日銀券（中略）等の問題がある。

b 不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④は、昭和30年2月24日付け「日韓関係の調整に関する件（特に財産請求権問題に関連）」と題する文書の抜粋部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

三、要領

前記事情に鑑み、韓国側と非公式に国籍処遇、財産請求権、漁業及び船舶の4問題の大綱につき話し合いを行うとともに、かかる大綱を織り込んだ日韓修好条約を締結する。

右のため財産請求権問題については、左の方針をもって対処する。

- (一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分③■■■
韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。
- (二) 前記特定のものとして左記を個々の証憑書類を確認の上、■■■
不開示部分④■■■して提案する。

■■■不開示部分④■■■

- c. 不開示部分⑤、不開示部分⑥及び不開示部分⑦

不開示部分⑤、不開示部分⑥及び不開示部分⑦は、昭和30年2月24日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

- (一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分⑤■■■
韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。
- (二) 前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上、■■■
不開示部分⑤■■■して提案する。

■■■不開示部分⑥■■■

されまた将来供託されるもの

- (三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶(24隻約5900トン)の贈与を考慮する。

(注) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分⑦■■■

- d. 不開示部分⑧及び不開示部分⑨

不開示部分⑧及び不開示部分⑨は、大蔵省理財局長が作成した昭和30年4月12日付け「日韓関係の調整に伴う財産及び請求権の処理について」と題する文書中にあり、不開示部分⑧の前後の記載は、下記のとおりである。なお、不開示部分⑨は、下記の本文に引き続く部分（総数3ページ）である。

記

先にご協議を受けた表題のことについて当省の意見を次のとおり通知する。

一、財産及び請求権の最終的処理に当たっては、その処理の基本原則を決定することは当然必要であるが、現段階においては原則論には一応触れず、差し当たり韓国側がその支払を受けることにより満足することが期待される財産及び請求権の範囲を具体的に探察することが適当と考えられる。■■■不開示部分⑧■■■その項目の選定に当たっては、貴省ご提示の諸項目のうち、新たな立法等の措置を必要とせず、かつ、いわゆるヴェスティング・デクリーの効力をめぐり双方の間の根本的な理論闘争を惹起するおそれのない項目に限定するべきものと思われる。

二、したがって、このような見地からわが方が提案すべき内容は次のとおりとするが、下記4未払恩給については、韓国人の国籍処遇につき韓国側と了解が成立するまでは、提案を見合わすこととされた

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-93の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和30年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策として韓国側

に一括引き渡すべきものとされたものの一覧

(イ) 不開示部分②

昭和30年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策として日本人と同一待遇の原則に基づき個々の証憑書類を確認した上で処理すべきものとされたものの一覧

(ウ) 不開示部分③及び不開示部分⑤

昭和30年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策であり、具体的には、韓国側の請求の対象に関して、韓国側への引渡し等を検討した特定のことを意味する文言（なお、不開示部分③と不開示部分⑤は、その前後の記載の類似性から同一の文言であると推認することができる。この点は、後記(エ)及び(オ)で指摘した各不開示部分についても同様である。）

(エ) 不開示部分④及び不開示部分⑥

昭和30年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策として、特定のものにつき韓国側への引渡し等を行う旨

(オ) 不開示部分⑤及び不開示部分⑦

昭和30年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策として、韓国側への引渡し等をすべき特定のもの具体的な内容

(カ) 不開示部分⑧及び不開示部分⑨

昭和30年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策に対する大蔵省理財局の具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-93の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決策の具体的な内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、

現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-93の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-93の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-93の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-93の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-94

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-94の文書(文書687)は、外務省が作成した「日韓会談における五議題」と題する内部文書であり、日韓会談において協議された問題点について同省内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

- ① 6ページ(-6-) 約1行分及び2行分(以下「不開示部分①」という。)
- ② 6ページ(-6-) 最終行から8ページ(-6-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)
- ③ 19ページ(-17-) 左から4行目から3行目までの約1行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A249, A272)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-94の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立

場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2. 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。通し番号1-94の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含むし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-94の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A272）。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、本文中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

第二 財産請求権問題

一、第2回会談において、昭和28年10月9日の財産請求権委員会においてわが方久保田代表から、1952年4月29日付け米国国務省書簡の末段「在韓日本財産の没収は4条(a)項の取極の際考慮・・・」の字句があるのと、第1回会談の際梁全権が非公式会談において請求権の相互放棄を示唆したことを引用して、互

議の精神による政治的歩み寄る途を提議し、請求権の相互放棄を行っても、■■■不開示部分①-1■■■

二、昭和30年初頭、谷顧問と金公使との非公式会談が行われた際、韓国に返還可能の項目に関し、次の3項目にわたる外務省案を作成し、大蔵省に計ったところ、■■■不開示部分①-2■■■

(一) 請求権の相互放棄を方針とするも、特定のものについては支払う用意ある旨提案し、韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、■■■不開示部分②■■■

b 不開示部分③

不開示部分③は、参考資料である「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

D の部 (保留事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分③■■■に関する件

二 第三国所在の韓国人(法人をも含む。)財産回収又は補償方法に関する件

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-154の文書の一部開示部分には、不開示部分②に相当する部分として、要旨下記のとおり記録されている。

記

二、昭和30年初頭、谷顧問と金公使との非公式会談が行われた際、韓国に返還可能の項目に関し、次の3項目にわたる外務省案を作成し、大蔵省に計ったところ、■■■不開示部分■■■

(一) ■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デグリーの効力を承認する。

(二) ■■■不開示部分■■■

(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、

■■■不開示部分■■■

b 通し番号1-93の文書の一部開示部分には、昭和30年2月24日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書（これは、昭和30年1月から3月の谷大使と金公使との間における日韓関係調整のための非公式会談の際、大蔵省に提示した請求権問題処理要領案であるとの注意書きがある。）が記録されており、その内容は、（別紙5）通し番号1-93の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定したとおりであるところ、不開示部分①に関連する部分の記載は、下記のとおりである。

記

財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

(一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分■■■韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デグリーの効力を承認する。

(二) 前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上、■■■不開示部分■■■として提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶（24隻約5900トン）の贈与を考慮する。

(注) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残

置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

(ウ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書（当該文書は、そもそも1953年（昭和28年）当時、韓国側が日本側に提示した文書であるが、1961年（昭和36年）3月頃、韓国側に原本が存在しなかったことから、韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）が存在するところ、当該文書には、要旨下記のとおり記録されている（甲143の8、144〔7ページ〕）。

記

D の部（留保事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 1 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）に関する件
- 2 第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-94の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

a 不開示部分①-1

日韓会談の財産請求権委員会（昭和28年10月9日開催）において久保田代表が韓国側に提示した請求権問題に関する解決策の一部

b 不開示部分①-2

昭和30年当時、請求権問題に関する外務省の解決策につき大蔵省

と折衝した結果の具体的内容等

(イ) 不開示部分②

通し番号1-154の文書又は通し番号1-93の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同様のもの(ただし、当該各文書のいずれにおいても不開示とされている部分を除く。)

(ウ) 不開示部分③

上記ア(ウ)で認定した韓国側開示文書で開示されている「(日本恩給局によれば約5億円)」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号1-94の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本側が韓国側に提示した請求権問題に関する具体的解決策又は日本政府部内での請求権問題に関する検討経緯等に係るものであり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請

求権問題に関する対処方針や解決策の具体的内容であるが、このうち、通し番号1-154の文書又は通し番号1-93の文書で開示されている部分については、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして、この部分については、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

他方、その余の部分（特に、通し番号1-154の文書及び通し番号1-93の文書において不開示とされている部分）については、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、上記（ア）と同様の理由から、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、韓国側開示文書により既に公

にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

エ したがって、通し番号1-94の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-94の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有

無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-94の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-94の文書の不開示部分に記載されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

(1) a 不開示部分②のうち、下記の文言と同様の部分

記

(一) 請求権の相互放棄を方針とするも、特定のものについては支払う用意ある旨提案し、韓国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。

(二) 前記特定のものとして左記を個々の証拠書類を確認の上、■■■■不開示部分■■■■として提案する。

■■■■不開示部分■■■■

されまた将来供託されるもの

(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶(24隻約5900トン)の贈与を考慮する。

(注) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残
置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

- b 不開示部分③
- (2) a 不開示部分①－1, 不開示部分①－2
- b 不開示部分②のうち上記(1) a の部分を除いた部分

(別紙5) 通し番号1-95

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-95の文書(文書690)は、外務省アジア局第二課が作成した「倭島局長・ヤング課長会談要旨」と題する文書を始めとする政府高官と外国要人との間の会談、折衝記録等の複数の文書によって構成されている。

2 通し番号1-95の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 41ページ(-41-)下から2行目から42ページ(-42-)上から1行目まで、51ページ(-51-)約2行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、いずれも「Draft Statement(1)」と題する同一内容の英文中にあり、請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記録されている。

② 44ページ(-44-)約3行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、「声明(一)」と題する文書で、上記「Draft Statement(1)」と題する文書の和訳であり、不開示部分①と同一内容である。

③ 160ページ(-160-)約3行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、昭和28年10月15日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓会談請求権問題について」と題する文書中の記載であり、不開示部分①と同一内容である。

④ 181ページ(-181-)約1行分(以下「不開示部分④」という。)

これは、不開示部分①と同一内容である。

⑤ 183ページ(-183-)最終行から184ページ(-184-)1行目まで(以下「不開示部分⑤」という。)

これは、同年11月6日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓

会談の件」と題する文書中の記載であり、不開示部分①と同一内容である。

(乙A52)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-95の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-95の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-95の文書の不開示部分は、次のとおりである（乙A52）。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、「Draft Statement (1)」と題する文書又は「声明（一）」と題する文書中にあり、英文又は日本語によるものであるが、実質的には同一の内容であり、その前後の記載は、次のとおりである。

(a) 「Draft Statement (1)」と題する文書
記

.....
One of the difficult problems between Korea and Japan is that of claims. The Japanese Government now proposes to effect its solution amicably by, mutual renunciation of claims by both sides. This, we believe, is the most equitable method settling this matter. In this connection, it should be stated that this mutual renunciation of claims notwithstanding, ■■■
■不開示部分①■■■

Furthermore, in order to meet the wishes of the Korean Government, the Japanese Government is ready to present to Korea a number of the Korean objects of arts it possesses as a mark of its good will

(b) 「声明（一）」と題する文書
(略)

この請求権問題については、日本政府は諸般の状況を考慮し、ここに日韓相互にその請求権を放棄することにより、問題を円満に解決す

ることを提案せんとするものである。かくして初めて本問題は最も公正な解決方法を得られると信じる。■■■不開示部分②■■■また日本政府は韓国側の希望にも頼み、この際政府の所有に係る朝鮮美術品等の若干を、日本側の友好精神の証左として韓国政府に贈与する用意がある。

(以下略)

b 不開示部分③

不開示部分③は、外務大臣が在米大使宛てに送信した昭和28年10月15日付け「日韓会談請求権問題について」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 9日第1回請求権部会において、先方は、桑港平和条約4条(b)項の解釈は米國務省も韓国と同じなりとて、日本には対韓請求権なく韓国のみ一方的に対日請求権を有すると主張し、従来の原則論の蒸し返しとなった。その際我が方より昨年現駐米梁大使と松本代表との非公式会談において数回にわたり梁は請求権の相互放棄の得策なることを述べたことに言及し、相互放棄ならば我が方として何とか考えようもあるべきこと、更に■■■不開示部分③■■■政治的歩み寄りの可能性をサウンドした。

二 (以下略)

c 不開示部分④

不開示部分④は、外務大臣が駐英松本大使宛てに送信した昭和28年11月6日付け「日韓会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

その後アリソン大使と話合いの結果、米国は日韓双方の要請に応え

るとの建前にて斡旋に乗り出すこととなったので、近く会談は米側オプザーバーを加え再開となる機運が動きつつある。

ただし、韓国側の態度はいまだ分からず、したがって、その成否も不明である。なお、再開の場合は、日本側は、請求権については相互放棄を原則とする■■■不開示部分④■■■また韓国美術品の若干を返還し、漁業についても日韓双方の満足のいく如き措置を協議する心算なる旨声明し、韓国側は抑留漁夫漁船の返還を声明する建前として

d 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、外務大臣が在米新木大使宛てに送信した昭和28年11月6日付け「日韓会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 その後アリソン大使及び軍側首脳部と段々詰合の結果、米国は日韓双方の要請に応えるとの建前にて斡旋に乗り出すこととなり、目下日韓双方に夫々話を行っているので、漸次会談再開の機運が動きつつある。

二 その具体的手順としては、近日中に日韓双方において同意に声明を行い、我が方においては、

(イ) 請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分⑤■■■

(ロ) 日本のグッドウィルの証左として国有の朝鮮美術品の若干を韓国に贈与する。

(ハ) 漁業に就き資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため、日韓双方の満足のいくごとき措置につき話し合う。

旨を明らかにし、韓国側においてこれと同時に抑留中の日本漁夫漁船の返還を声明し、夫々会談再開を希望することを明らかにする。

また米国側もこれに答え、同時に会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨声明する。

三 (以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦請求権の相互放棄の提案、⑧国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑨漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留中の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに答えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-] , A337 [4-39~4-44])

(b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは

遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあつせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来^の法理論的見解をともに固執（insist）しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかったため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-] , A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと（乙A202）。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙A334）。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙A207）。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件（第1回）において次のようなやりとりがされたこと（乙A63）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のものには韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、

俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せておき、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預り金」, 「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」, 「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」, 「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-95の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも昭和28年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(イ)a(a)に係るもの)であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ 以上の諸点を総合すれば、通し番号1-95の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたもの又は実質的にみてこれと同旨の内容に係るものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在におい

ても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-95の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-95の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-95の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-96

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-96の文書(文書693)は、外務省が作成した次の文書によって構成されている。

(1) 昭和28年5月11日付け「日韓国交正常化交渉報告(六)請求権関係部会第一回会議状況」と題する文書

(2) 昭和28年5月19日付け「日韓国交正常化交渉報告(一二)請求権関係部会第二回会議状況」と題する文書

(3) 昭和28年6月11日付け「日韓国交正常化交渉報告(二十二)請求権関係部会第三回会議状況」と題する文書

(4) 昭和28年6月18日付け「請求権関係専門家協議会議事要録」と題する文書

2 通し番号1-96の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 42ページ(42-1)2行から3行目までの約1行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記録されている。

② 52ページ(52-1)8行目から53ページ(53-1)2行目まで、54ページ(54-1)約3行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、請求権問題について政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記録されている。

(乙A250, A273)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-96の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる提案内容等が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-96の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含むし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-96の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A273）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「A I D E - M E M O I R E on talking of th

e 28th may, 1953」 と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

D の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分①■■■に関する件
- 二 第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件
- b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

三、議事概要

（中略）

- (2) 上田課長から、韓国側提示のエド・メモアールの諸項目については広範囲であるので全体を報告する段階に入っていないがと前置きして、旧陸海軍における韓国出身軍人、軍属の未払給与等、昭和25年政令第22号により韓人非居住者の供託状況につき概要次のような説明があった。

■■■不開示部分②■■■

供託済みのものについては、それぞれ名簿があるので、38度線の有無に関係なく出身地が判明する。（中略）

なお、上田課長から、先般の非公式会談の際問題となったCPC覚書■■■不開示部分②■■■対し、張代表から、私はCPC覚書は一般徴用者の分のみを計上しておるものと了解していたと

述べ、また、貴方から名簿を出してくれば照合に都合よく、また、労務者が何処で働いていたかも承知したい趣を述べた。

(イ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書（当該文書は、そもそも1953年（昭和28年）当時、韓国側が日本側に提示した文書であるが、1961年（昭和36年）3月頃、韓国側に原本が存在しなかったことから、韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）が存在するところ、当該文書には、要旨下記のとおり記録されている（甲143の8、144〔7ページ〕）。

記

D の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 1 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）に関する件
- 2 第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-96の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

上記ア(イ)で認定した韓国側開示文書で開示されている「（日本恩給局によれば約5億円）」との文言

(イ) 不開示部分②

昭和28年6月11日開催の第3回請求権関係部会において、日本側が説明した②旧陸海軍における韓国出身軍人、軍属の未払給与等及び昭

和25年政令第22号により韓人非居住者の供託状況の具体的内容並びに④これに先立つ非公式会談で問題となったCPC覚書に関する日本側の具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-96の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、日本側が韓国側に提示した請求権問題に関する具体的データ又はそれに関する具体的見解であるが、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ない

とまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-96の文書の不開示部分②に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分①に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-96の文書の不開示部分②に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-96の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-96の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-97

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-97の文書(文書718)は、外務省が作成した次の内部文書等によって構成されている。

- (1) 昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する書面
- (2) 昭和37年3月8日付け「韓国の地位に関する補足説明(「日韓間の請求権問題について(総論)(案)」付属)」と題する文書
- (3) 昭和37年3月14日付け「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会議概要」と題する文書

2 通し番号1-97の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 3ページ(-3-)6行目から9ページ(-4-)6行目まで(なお、-3-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分を含む。以下「不開示部分①」という。)
- ② 11ページ(-6-)約10行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 12ページから13ページまで(-6-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)
- ④ 18ページから27ページまで(-10-に「次ページ以下10ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。)

不開示部分①から不開示部分④までは、いずれも上記1(1)の文書内にあり、在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策が記録されている。

- ⑤ 44ページ(-27-)3か所(以下「不開示部分⑤」という。)

これは、上記1(3)の文書内にあり、日本側が請求権として韓国側に提示

した具体的な金額が記録されている。

(乙A110)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-97の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日韓国交正常化交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後国内法改正によって解消していること、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-97の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A110)。

a 不開示部分①から不開示部分③まで

不開示部分①から不開示部分③までは、前提事実(各論)(1)の文書内にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 法的地位問題

法的地位問題は、いかなる範囲の在日韓国人永住権を付与するかが問題の焦点となっている。よって、政治折衝において、この問題を討議することとする。

■■■不開示部分①■■■

(2) 船舶

(中略)

(3) 文化財

後日取り上げることにする。

4 ■■■不開示部分②■■■

5 竹島問題

本件は日韓会談の議題ではないが、政府折衝においては、わが方の国際司法裁判所提訴申し入れに韓国側が応訴するよう極力説得に努める。

■■■不開示部分③■■■

b 不開示部分④

不開示部分④は、前提事実(各論)1(2)の文書添付の「1948年国連総会決議表決内訳(アンダーラインはサンフランシスコ平和条約署名国)」と題する文書に引き続くものである。

c. 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

- 2 伊関局長より、数字を出さないとすると、池田・金会談で双方から数字を出すと約束したことであり、いわばけんかを買うことになり、また、このようなことが第三国に伝わると、韓国側に分のあるような形になりかねない。よって、同じけんか別れするにしても金額としては出し得る最大のものを出しておく方がアメリカが調停に入るような場合にも日本側は十分なことをやっているのだということになるから都合がいい、よって■■■不開示部分⑤■■■という数字を持ち出すことにしたいと述べ、杉代表もこれに賛成、皆で小坂大臣の説得に努めた。
- 3 最後に小坂大臣は池田総理に話して決めてもらおうと述べられた。（後刻総理より■■■不開示部分⑤■■■それも■■■不開示部分⑤■■■に近い数字で交渉してくれとの指示があった。）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、前提事実（各論）1(1)の文書を引用した部分があるところ、不開示部分①に相当する部分は、下記のとおりである。なお、当該引用部分には「外務省A案（総額約1億ドル。別添参照。）」と記録されているが、当該文書の引用部分の末尾には上記別添に相当する内容の記載部分はない。（乙108[1-243-以下]）。

記

2 法的地位問題

法的地位問題は、いかなる範囲の在日韓国人永住権を付与するか

が問題の焦点となっている。よって、政治折衝において、この問題を討議することとする。

(ただし、法的地位問題を取り上げるのは、政治折衝が後記3の請求権問題だけについて行われるとの非難を避けるための政治的考慮に基づくものであり、本問題だけにつき早急に結論を出す意図ではない。)

3 請求権問題

(1) 一般請求権

(イ) まず、韓国側の請求の「8項目」に関し(裁判所注：以下、下記に説示する(ニ)の部分に至るまで5ページにわたり全部開示されているため、摘示を省略する。)

(ニ) 支払方法につき韓国側から質問があった場合には、贈与分、有償経済協力分ともに日本の生産財による方針であることを明らかにするとともに、双方合わせて大体年額5000万ドル程度を限度としたい旨説明する。

(2) 船舶

(中略)

(3) 文化財

後日取り上げることにする。

4 経済協力問題

長期低利(償還期限20年、うち据置5年、金利4%、輸銀及び基金の共同融資)の経済協力2億ドルを最終案とし、差し当たり1.5億ドルから切り出すこととする。対象プロジェクトとしては、現在韓国政府が最優先に取り上げている(i)発電、(ii)交通、通信、湾岸、(iii)鉱山、(iv)セメント、肥料、(v)石油精製等のうちから適当なものを選択するものとする。

5 竹島問題

本件は日韓会談の議題ではないが、政治折衝においては、わが方の国際司法裁判所提訴申し入れに韓国側が応訴するよう極力説得に努める。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-97の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①から不開示部分③まで

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同様のもの

(イ) 不開示部分④

在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策

(ウ) 不開示部分⑤

外務省内で検討した請求権問題に関して韓国側に提示する予定の具体的金額及びその後これに関して池田総理が指示した具体的金額

ウ そうであるとすれば、通し番号1-97の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①から不開示部分③まで

不開示部分①から不開示部分③までに記録されている情報は、他の行政文書(通し番号1-69の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後にお

ける時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は典型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分④

不開示部分④に記録されている情報は，日本政府部内で検討された在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策等であり，本件全証拠によっても，これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていると認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，現在においても日朝国交正常化交渉で上記問題が協議の対象となる余地がある以上，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，一般的又は典型的にみて，これを公にすれば，北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ウ) 不開示部分⑤

不開示部分⑤に記録されている情報は，日本政府部内で検討された請求権問題等の解決策として韓国側に提示する具体的金額であるが，証拠（乙A108）によれば，㊶ 昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する書面では総額として約1億ドルを提示することを予定していたこと（乙A108[-249-とその前後]），㊷ 同月17日の第5回会談においては，当初韓国側に1億ドルを提示することが想定されていたが，実際には7000万ドルが提示されたこと（乙A108[-293-とその前後]）が認められるから，

これらの事情を併せ考慮すれば、不開示部分⑤に記録されている情報がいずれも総額で1億ドルを超えないことは容易に推測することができる。

そうであるとすれば、不開示部分⑤に記録されている情報は、その概算が他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同視することができるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-97の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、当該部分については、仮に一般的又は典型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-97の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-97の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-97の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

(1) 不開示部分①から不開示部分③まで、不開示部分⑤

(2) 不開示部分④

(別紙5) 通し番号1-99

第1 前提事実(各論)

通し番号1-99の文書(文書721)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年3月15日付け「日韓政治折衝第3回会談記録」と題する内部文書であり、1ページから6ページまでの手書き文書と7ページから9ページまでのワープロ文書は同一内容であり、日本の外務大臣と韓国の長官との会談内容を記録したものである。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する具体的問題点について、韓国側に説明した日本政府の見解や請求権問題の解決に向けた提案が記録されている。

- ① 2ページ(-2-) 5行目から8行目まで及び7ページ(-7-) 下から2行目から8ページ(-8-) 2行目まで(以下「不開示部分①」という。)
- ② 2ページ(-2-) 下から2行分及び8ページ(-8-) 4行目から5行目までの約1行分(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 3ページ(-3-) 下から4行分及び8ページ(-8-) 13行目から16行目までの約4行分(以下「不開示部分③」という。)

(乙A251)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-99の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提と

してより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-99の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-99の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。(乙A251)。

記

3. 韓国側は、貨幣価値変動を考えてほしいと述べたが、交渉が10年以上もかかっているのは、李承晩政権の頑固な態度によるもので貨幣価値の変動の責任を日本が持つ理由なしとして断っておいた。

■■■不開示部分①■■■

4. 韓国側に対し、経済協力は、韓国側に実際に役立つように考えているのであって■■■不開示部分②■■■この点を十分に考えてほ

しいと述べたのに対し、韓国側は、自分としては請求権の問題を別にして、creditをもらって帰ったというのでは立場がないことを考えてほしいと述べた。

5. 請求権として法的根拠のあるものは少ないのだが、韓国側の考えているような、請求権、無償援助及び経済援助の三本立ては取り得ないわけで、■■■不開示部分③■■■請求権と言えば軍令第33号で日本の残してきた財産も考えねばならぬと述べたのに対し、
(以下略)

(4) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、昭和37年3月15日の会談の概要が下記のとおり記録されている(乙188[-55-])。

記

韓国側より、請求権の証拠書類の亡失している事情を十分勘案すると日本側が述べた点を多とするとし、貨幣価値の変動を請求権処理に当たって是非考慮してほしいと述べたのに対し、日本側より、交渉が10年以上もかかっているのは李承晩政権の態度によるものであり、貨幣価値の変動の責任を日本側が負うべき理由はない、ただ、恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えていると述べた。

日本側より、請求権として法的根拠のあるものは少ないが、請求権と無償援助が重なり合ったようなものと有償の経済協力との二本立てを考えている、請求権といえば軍令33号で処分された在韓日本財産も考えねばならないと述べたところ、韓国側より、在韓日本財産についていわれれば、36年間の日本の搾取という議論がでてくるが、請求権と無償援助の重なったものに関しよき名称はないか

と質したので、双方これを検討することになった。

- b 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書が引用されており、これには、経済協力に関し、「長期低利（償還期限20年、うち据置5年、金利4%、輸銀及び基金の共同融資）の経済協力2億ドルを最終案とし、差し当たり1.5億ドルから切り出すこととする。対象プロジェクトとしては、現在韓国政府が最優先に取り上げている（i）発電、（ii）交通、通信、湾岸、（iii）鉱山、（iv）セメント、肥料、（v）石油精製等のうちから適当なものを選択するものとする。」旨が記録されている（乙A108）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-99の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「ただ、恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えていると述べた。」との文言又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分②

日本側が韓国側に述べた経済協力に関する具体的見解（ただし、その前後の記載及び上記ア(イ)で認定した本件各文書の一部開示部分に照らすと、当該具体的見解が、通し番号1-18の文書で要約される場所と同趣旨のもの若しくはこれから推知される内容又は上記ア(イ) bで説示した経済協力の基本方針と異なるものを含んでいると推認することはできない。）

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「請

求権と無償援助が重なり合ったようなものと有償の経済協力の2本立てを考えている」との文言又はこれと同様のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-99の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものである（なお、不開示部分②に係るものは、上記イ(イ)で説示したところに照らして、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみるべきである。）から、日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-99の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-99の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-99の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-100

第1 前提事実(各論)

通し番号1-100の文書(文書729)は、昭和40年3月24日付けで外務省が作成した「日韓外相会談第1回会合記録」等の第1回日韓外相会談に関する内部文書等によって構成されている。

このうち不開示部分は、7ページ(-7-)約3行分であり、上記会談において、外務大臣が発言した請求権問題についての具体的な見解が記録されている。

(乙A252)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-100の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-100の文書の不開示部分は、韓国政府に対して行われた発言であり、韓国側公開文書によって明らかとなる内容であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協

力方式によることの基本的合意，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば，次の事実が認められる。

通し番号1-100の文書の不開示部分の前後の記載は，次のとおりである（乙A252）。

記

6 大臣より，請求権問題に関し，■■■不開示部分■■■韓国の対日請求権は船舶，文化財も含み完全に消滅するというものと考えている旨述べた。これに対し，金大使より，大平・金了解は，素人が作ったので不完全であり，韓国側ではこれは一般請求権のみを対象としたもので，船舶，文化財の特別請求権は別に残っていると考えているので，この点の調整が必要であると述べた。（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号1-100の文書の不開示部分に記録されている情報は，昭和40年当時，外務大臣が韓国側に述べた請求権問題についての大平・金了解を踏まえた具体的な見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば，通し番号1-100の文書の不開示部分に記録されている情報は，日本側が韓国側に口頭で述べた請求権問題に関する具体的見解であるが，本件全証拠によっても，その詳細が他の行政文書の一部開示により公にされていることを認めるに足りる証拠はない。また，当該情報は，韓国側に口頭で述べたものにすぎず，韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

以上に照らすと、当該情報は、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえなから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-100の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-100の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-100の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-100の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。